

名古屋港管理組合公報

令和3年7月30日
(金曜日)
第48号

目次

○名古屋港管理組合財務規則の一部を改正する規則	1
○工事施行規程の一部改正	1

規則

名古屋港管理組合財務規則の一部を改正する規則を公布する。
令和三年七月三十日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合規則第十一号

名古屋港管理組合財務規則の一部を改正する規則
名古屋港管理組合財務規則（昭和二十九年名古屋港管理組合規則第七号）の一部を次のように改正する。
第一百五十九条第二項及び第三項を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令

訓令第六号

組合内一般

工事施行規程（昭和二十九年訓令第十二号）の一部を次のように改正する。
令和三年七月三十日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

第十九条中「が工事の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ工事下請負届（様式第十号）を提出させなければならない」を「に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる」に改める。

様式第六号を次のように改める。

様式第6号 (第12条関係)

監督職員通知書

年 月 日

様

名古屋港管理組合管理者

年 月 日付け契約に係る

工事について、名古屋港管理組合工事請負契約約款第10条に規定する監督職員を下記のとおり定めたので、通知します。

記

監督職員	職名	氏名
総括監督員		
主任現場監督員		
現場監督員		

その他必要な事項

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第十号を次のように改める。

様式第十号 削除

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和三年七月三十日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令施行の際この訓令による改正前の工事施行規程の規定に基づいて作成されている用紙は、この訓令による改正後の工事施行規程の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

(名古屋港管理組合事務決裁規程の一部改正)

3 名古屋港管理組合事務決裁規程(昭和四十年訓令第七号)の一部を次のように改正する。

第四条第九項中「建設部担当課長(建築担当)は別表第四二の二建設部の表に掲げる事項を」を削り、「同表二の三建設部の表」を「別表第四二の二建設部の表」に改める。

別表第二(個別事務)の表四建設部の表技術管理課の項部長専決事項の欄に次の各号を加える。

- 一 工事に係る技術事項の処理基準の設定に関すること。
- 二 港湾施設及び海岸保全施設の技術的保守点検基準の設定に関すること。
- 三 港湾台帳及び海岸保全区域台帳に係る技術事項の処理に関すること。
- 四 港湾施設及び海岸保全施設の技術的調査及び測量並びに土地の測量に関すること。

別表第二(個別事務)の表四建設部の表工事課の項課長専決事項の欄第二号を削る。

別表第二(個別事務)の表四の二建設部の表の欄第二号を削る。

別表第四(個別事務)の表二建設部の表を次のように改める。

二 建設部

建設部施設事務所長専決事項	
一	電気設備の保守、点検及び修理に関すること。
二	中川運河の水位調節に関すること。
三	中川運河ポンプ施設の運転操作に関すること。
四	堀川口防潮水門の操作に関すること。
五	中川運河通船門の操作及び使用に関すること。

別表第四(個別事務)の表二の二建設部の表を削る。

別表第四(個別事務)の表二の二建設部の表の欄第一号を削り、同欄第二号を同欄第一号とし、同欄第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同表を別表第四(個別事務)の表二の二建設部の表とする。

発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合